

事務連絡
令和5年 8月25日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合
における運賃及び料金について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長
あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。



事務連絡
令和5年8月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

一般貸切旅客自動車運送事業によりスクールバス運送を行う場合
における運賃及び料金について

学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく学校などの児童生徒等の登下校時にスクールバス運送を一般貸切旅客自動車運送事業により行う場合の運賃及び料金については、下記のとおり取り扱うこととするので、関係事業者に対し周知徹底を図るよう取り計らわれたい。

なお、本取扱いについては、公益社団法人日本バス協会会長に対し、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. スクールバス運送の運賃について

スクールバス運送における運賃については、当該運送が登下校時に運送され、かつ、登下校時の間に帰庫するという運送形態であることを踏まえ、1日に行われる当該運送を1つの運送として以下の計算方法を適用することができるものとする。

(1) 時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間（以下、「点呼点検時間」という。）として1時間ずつ合計2時間と、登校及び下校時の走行時間（登校時及び下校時の運送の出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を累計した時間とを合算した時間に1時間当たりの運賃額を乗じた額とする。

ただし、登校及び下校時の走行時間を累計した時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とする。

(2) キロ制運賃

登校及び下校時の走行距離（登校時及び下校時の運送の出庫から帰庫までの

距離をいい、回送距離を含む。) を累計した距離に 1 キロ当たりの運賃額を乗じた額とする。

(3) 運賃計算の基本

- ① 運賃は、車種区分別に計算した金額の下限額以上とする。
- ② 運賃は、営業所の所在する出発地の運賃を基礎として計算するものとする。
- ③ 走行時間の端数については、点呼点検時間と累計した走行時間を合算した時間に 30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間に切り上げる。
- ④ 走行距離の端数については、累計した距離に 10 キロ未満は 10 キロに切り上げる。

2. スクールバス運送の年間契約の計算方法について

「一般貸切旅客自動車運送事業者と旅行業者との間で締結する年間契約等に対する取り扱いについて」(平成 26 年 3 月 31 日付け国自旅第 628 号) 4. の取扱いにおいて、スクールバス運送の年間契約を締結する際には、上記の計算方法を適用することができる。